

こども青少年・教育委員会記録
【速報版】

令和7年10月23日開会

速報版

- この会議録は録音を文字起こした初稿のため、誤字脱字がある場合があります。
- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものため、今後修正されることがあります。
- 正式な会議録が掲載された時点で速報版は削除されます。

横浜市会

開会時刻 午後2時51分

◎ 開会宣言

- 大岩真善和委員長 これより委員会を開会いたします。

初めに私から一言申し上げます。

本日は、本会議を休憩し、当常任委員会に付託された議案について御審査いただくことになりますので、当局並びに委員の皆様におかれましては、その点、御留意の上、発言を簡潔にしていただきますよう、よろしくお願ひいたします。



◎ 市第40号議案の審査、採決

- 大岩真善和委員長 こども青少年局関係の審査に入ります。

なお、当局からの発言に際しては着座のままで結構です。

市第40号議案を議題に供します。

市第40号議案 横浜市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正

- 大岩真善和委員長 当局の説明を求めます。

- 福嶋こども青少年局長 それでは、市第40号議案横浜市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について御説明いたします。

お手元の資料を御覧ください。

1、趣旨ですが、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令等が公布されました。これに伴い、関連する条例の一部を改正いたします。

2、改正の概要について御説明します。

(1) 地域限定保育士の一般制度化についてですが、令和7年10月1日の児童福祉法等の改正によりまして、これまで国家戦略特別区域に限り認められていた国家戦略特別区域限定保育士について、一般制度化され、国家戦略特別区域以外でも認められることとなり、新たに地域限定保育士として規定されます。従前の特区限定保育士については、旧特区限定保育士として、引き続き登録した都道府県等限定で保育士としての業務を行うことができます。これに伴い、本市条例の規定における特区限定保育士を旧特区限定保育士及び地域限定保育士と改めます。対象条例及び対象施設・事業は、資料に記載のとおりでございます。

(2) 保育所等の職員による虐待に関する通報の義務化についてですが、令和7年10月1日の児童福祉法等の改正によりまして、保育所等の職員による虐待について、虐待通報義務、自治体が行った措置に係る児童福祉審議会への報告、都道府県による虐待の状況等の公表に関する規定が新たに設けられます。これに伴い、被措置児童等虐待を定義する児童福祉法の条文に項が追加されるため、本条文を引用する本市条例にこれを反映します。対象条例及び対象施設・事業は、資料に記載のとおりです。

(3) 健康診断項目の省略可能の規定についてですが、令和7年9月16日の内閣府令の改正により、乳幼児健康診査の内容が、保育所等で行う健康診断と全部または一部が重なり、かつ、保育所の園長などが結果

を把握している場合は、保育所等での健康診断の全部または一部を省略することができるようになりました。これに伴い、関連する本市条例の規定を改正します。対象条例及び対象施設・事業は、資料に記載のとおりです。

2ページ目を御覧ください。

3、改正する条例ですが、資料の表に記載のございます10の条例が対象となります。

また、各条例の改正の対象となる項目につきまして、表に丸印を付しております。

最後に、4、施行日につきまして、公布の日としております。

なお、2の（1）地域限定保育士の一般制度化については、令和7年10月1日から適用いたします。

説明は以上でございます。御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

- **大岩真善和委員長** ありがとうございます。説明が終わりましたので、質疑に入ります。
- **古谷靖彦委員** ありがとうございます。簡潔に質問させてもらいます。保育の質の問題で、この間、量をしっかりと担保してきて、それで質のほうに向かっていくのだという大きな方向性というのですか、あったかと思います。そういう中で、今回のように受験資格を下げたり、そのことによって処遇の改善に向かうのかというところが疑問を持っています。それについて、局長、いかがでしょうか。
- **福嶋こども青少年局長** 今回の改正につきましては、直接、処遇というよりは、保育士の確保に向けての対策だというふうに我々としては認識をしております。直接の処遇に関するではありませんが、**ただ、保育士の確保が進むことによって、各保育所、現場が職員に少しでも人数が増えることによって、一人一人の保育士、保育者の負担が軽減するということになると、賃金という意味での処遇に直接影響するものではありませんが、広い意味での処遇といったところの改善にはつながるというふうに考えております。**
- **古谷靖彦委員** 私は、今回の大きな方向性については、問題だというふうに思っています。そういうことで緩和することによって、間口を広げることによって、結局、保育の質というところにも向かわないし、処遇の改善の方向にも向かわないというような流れになってしまふと思います。当然、採用する立場としては、こういうことはあったほうがいいというのは、気持ちは分かります。ただ、保育士さんの地位の向上であるとかそういうところを考えたときに、逆方向ではないかというふうに思っていますので、ここは質問しませんので、そういうことで私は反対をしたいと思います。
- **大岩真善和委員長** 分かりました。
- **井上さくら委員** 今の質疑の関係で言うと、規制緩和に当たるのではないかというのは、先ほど御説明いただいた中の地域限定保育士の部分と、それから健康診断項目の省略のあたりのところかなと思うのですが、本市においては、地域限定保育士の一般制度化というのが、現行との変更というか影響というのがあるのかどうかというのを確認させていただきたい。
- **飯田保育対策等担当部長** 現在、神奈川県では、特区としての保育士採用をしていますので、横浜市においては、今回はこの一般制度化にとって変更点はないと考えております。
- **井上さくら委員** それと、健康診断項目の省略というのは、これも実態としてどういうふうな影響が生じてくるのでしょうか。
- **渡辺保育・教育部長** 今回の背景としては、国が全国的に施設のほうに調査したところ、実際に保育所で健康診断を受けられないお子さんについて、乳幼児の結果等を、保護者に対して同意を得て情報を得たというところを基に、国の方で制度緩和したという形になってございます。その点で、横浜市の方では、そ

のような事例はありませんけれども、これまで保育園のほうでは、ほかの園医さんが来たときに受診をしていただくとか、場合によっては、個別に医療機関に行って受診いただくような形になったのですが、その選択肢が増えるという点で、より把握はしやすくなるというふうには考えてございます。

- 井上さくら委員 そうすると、事業者側のほうとして把握される項目が減るとか、頻度が減るとか、そういうことにはならないということでおいいですか。

- 渡辺保育・教育部長 おっしゃるとおりでございます。

- 井上さくら委員 そこのところは、どちらでやってもいいという、おっしゃるように選択肢が増えるという面もあるし、それから、きちんとそこが把握されていないと、お子さんの状況把握が事業所のほうでちゃんとできないといけないと思いますので、運用の面でしっかりそこはされるようにお願いしておきます。

もう一つの（2）の保育所等の職員による虐待に関する通報の義務化のあたりのところを確認したいのですけれども、保育所等の職員による虐待というのは、本市は広く不適切保育という言い方で、数年、三、四年前から報道などでも指摘がされたり、保護者からの訴えがあつたりして非常に社会問題化してきたところだと思います。今年度のこの委員会でも、私は、冒頭だったか事業概要の御説明をいたいたときに、不適切保育の把握はどうなっているのかということを伺いました。それで、改めて本市で不適切保育という言い方が幅広いものなのか、法律で規定されたところの職員による児童虐待に当たるのかというところの定義があると思うのですけれども、まず横浜市としてはどういうふうに把握をしてきたか、それから、令和5年度、令和6年度の把握の状況を伺います。

- 渡辺保育・教育部長 本市としては、虐待だけにとどまらず、広い範囲での不適切保育という形で私どもとしては集計を行っているところでございます。件数といたしましては、まず令和6年度につきましては、不適切保育として相談があったものが107件で、そのうち不適切保育があったものについては41件になります。園数で言うと34園になります。令和5年度につきましては、不適切保育の相談を受けた件数は181件で、不適切保育があったものは44件で、園数としては35園になります。

- 井上さくら委員 横浜市は、不適切保育という形で今のような、これは令和5年、令和6年だけなのです。その前はやっていない、把握していないということで。

- 渡辺保育・教育部長 令和5年度から集計を取り始めてございます。

- 井上さくら委員 分かっているのが5年、6年なのだけれども、それとしても、中身はいろいろあるのかかもしれませんけれども、それなりに数としてもあるなというふうに思うわけです。

報道などでは、時々いろんな都市とか自治体とかで起きたということが報道され、本市もこの集計をするきっかけというか、きちんと把握できていないのじゃないかということが、令和4年度から起きたことであつたと思います。それでもってこういう把握をされたことになったのだけれども、まずこれだけの数、児童虐待を含む不適切保育というものが本市で、2年間だけれどもそれなりの数が行われているということについては、局長はどういうふうに捉えていらっしゃるのでしょうか。

- 福嶋こども青少年局長 決して数としては少なくない数だと思います。この中で虐待認定というふうに至っているものは、幸いと言いましょうか、その中ではないということあります。ただ、それが一つ間違えば虐待につながっていたということもありますので、そこについては、その対策も含めて質の確保といったところでは、改めてしっかりと進めいかなければいけないというふうに認識しております。

- 井上さくら委員 今、局長が虐待認定はないというふうにお話があったのだけれども、そうすると、今回、

法律で規定をされて、虐待の疑いのある時点で通報義務にするということが今回の法で規定をされ、かつ、これまで横浜市が把握しているのは保育所だけだけれども、今回の法律の規定、それからこの条例の改正というのは、施設の対象が広がるのだと思います。まず1点、その対象がどこまで、通報義務化が広がるかというところを確認します。

- 渡辺保育・教育部長　これまで、児童養護施設等については、もう既に別の法律で通報義務がございました。今回、通報義務の対象となるのは、もっぱら保護者と離れた環境下において児童の保育や居場所の提供等の支援を行う施設ということで、保育所とか幼稚園、認定こども園、幼稚園、あと家庭的保育事業とか地域型の保育事業、一時預かり、放課後児童健全育成事業等々になります。
- 井上さくら委員　そうすると、今まで不適切保育というようなことで本市として捉えてこなかった一時預かりとか、それから放課後児童健全育成事業ということで、学童保育とかキッズですよね。そういうところにおいてもそうした職員による虐待に当たる、あるいは、その疑いがあるものを見かけたらば通報の義務が生じてくるのだと。これは、今までとはちょっと違ってくると思うのですよ。それらのことがまずきちんと通報義務というのは、もちろん職員もそうだけれども、保護者とか地域の方とかも含めて義務として課せられるのじゃないですか。そのことが十分知られているのかどうかというの、どうなのでしょうか。
- 渡辺保育・教育部長　今回対象となるような保育所とか放課後児童健全育成事業につきましては、新たに対象となっておりますので、今回の改正に合わせて全施設宛てに通知を行うなどの周知を行っているところではございます。今回の改正以前から通報義務が課されている児童養護施設等につきましても、施設長会とか研修会の場で改めて周知を行うなどの対応を図っております。委員の御指摘のように、市民への対応というところでは、まだできていないというところがありますので、そこについては検討していきたいというふうに考えてございます。
- 井上さくら委員　通報の義務というのは、地域の方、いろんな方に関わってもらうことでそれはいいことなわけだから、ボランティアさんも含めて、それらがそういう方にもきちんと意識を持ってもらうと。児童虐待やそれの疑いがあること、そういう目というか、そういう段階からきちんとそういうことが起きないようにしようという趣旨だと思うので、そこは市民の方、地域の方にも、これが義務化されたということを周知する必要があると思うのですよ。それが一つ。
もう一つは、先ほど来、本市としては、不適切保育という形で把握してきたということと、令和5年、令和6年で2年間合わせると、つまり69園に及ぶ不適切保育があったということですね。これはダブっているところもあるのかな。
- 渡辺保育・教育部長　重なっているところはあると思いますが、その数まで把握していない形でございます。
- 井上さくら委員　延べにして69園において不適切保育があったわけだけれども、じゃあ今回、法律で言うところの虐待と思われる案件というのはなかったのですか。
- 渡辺保育・教育部長　今回の法律の改正によって、これらの件数については、年度ごとに把握して県のほうで公表するというような仕組みに変わってございます。
- 井上さくら委員　じゃあごめんなさい。先ほど局長が不適切保育としてそれぞれ35園、34件と、しかし、虐待認定はないっておっしゃったのだけれども、その辺の意味を御説明ください。
- 福嶋こども青少年局長　今回、改めて国の方からガイドラインで虐待を4類型ということで、その中で

こういうものが虐待に、それぞれの類型ごとに当たりますというようなことが示されております。我々、先ほど部長から御答弁した35園、34件のそれぞれ園で起こったことについては、まだそれが出る前の話ですので、虐待認定を行ったのは、それは横浜市として行っていますので、必ずしも同じ基準で認定をしているということではありませんので、今回示されたガイドラインと、これから運用ではそういう形で一致させていきますけれども、5年度、6年度は、まだ国のガイドラインが示される前ということですので、そこは、必ずしも一致しているというところでは認識しておりません。

- **井上さくら委員** ということは、まだ国のガイドラインがないから虐待という認定という行為自体をしていないとおっしゃったのか、それとも、先ほどの35園、34園の中には、局長もよく分かっていると思うけれども、保護者が大変な思いをして、子供が逆さづりにされたとか、トイレに閉じ込められたとか、そういう声を受けて、それでいろいろ調査をして、実際にそういう問題があったと。無理やり寝られない子供を押さえつけたとか、それから、食べ物を完食させるために強制的に口に押し込んだとか、これは、事実としていろいろ認定されている事案が入っているじゃないですか。ごめんなさい。それは虐待認定しなかったのですか。
- **福嶋こども青少年局長** 詳しくは部長から御答弁差し上げますけれども、虐待という概念がなかったということではなくて、基準が違うということです。今回ガイドラインで示されているものと、私が先ほど理解したのは、今回の法改正に伴って虐待という●、これまでのものと比べてどうかというような委員の御質問かと思いましたので、そういう意味では、ガイドラインで示されている基準と、今まで我々が虐待というふうなものを認定するに当たっての基準等が違うということを御答弁差し上げたつもりでした。
- **渡辺保育・教育部長** 今、委員の御指摘のあった件だけに限らず、不適切保育があった案件については、今後、この法改正が行われた後には、この64園の件数全てについて、まず児童福祉審議会のほうにお諮りするという形になります。それは、私どもの行政が行った行為についての客観性とかを確認いただくとか意見をいただく場としてやっていく。併せて県のほうには件数を報告していくことになりますので、今までの令和5年度、6年度としては、公表はしていませんけれども、今後行うものについては、公表を行っていくというような形になると思います。
- **井上さくら委員** ちゃんと答えてくださっていないですよ。簡潔にというふうにおっしゃりたいのだと。
- **大岩真善和委員長** 答えている。
- **井上さくら委員** 思うのだけれども、答えていない。なぜなら虐待認定というのを、基準が違うと。今、国が示しているガイドラインとは違う。これは、ガイドラインが示されたのが今年ですか。だからそれじゃないよと。だけれども、本市なりのガイドラインというか基準を持って調査をしたけれども虐待認定はなかったでいいのですか。
- **渡辺保育・教育部長** 虐待の認定というよりは、不適切保育として認定したという形になります。
今、局長が御答弁させていただいたのは、児童虐待法に基づく虐待という点での御答弁になるかと思いまますので、そこが児童虐待法の法律の虐待と私どもとして今回の法律改正のところの虐待という概念が、少しずれているというところがあると考えております。
- **大岩真善和委員長** 井上委員、十分御認識だと思うのですけれども、冒頭にお伝えしたことも理解した上で、できれば簡潔にお願いしたいと思います。
- **井上さくら委員** 局長が虐待認定はないっておっしゃったから、じゃあ、それだけ事実として確認したい

のですよ。だから基準はどうであれ、過去、横浜市は改善勧告したり、それから、さっき言ったように逆さづりにしたりとか、子供の口に食べ物を押し込んだりと、これは事実認定しているわけですよ。だけれども、それは児童虐待に当たらないという判断をしていたのですね。事実として確認しているのです。

- 渡辺保育・教育部長 失礼しました。先ほど局長が答弁したのは、児童虐待法に基づく虐待というところで、私どものガイドラインでいくと、虐待に当たるというふうには考えてございます。
- 井上さくら委員 局長はその答弁、法に基づくとかガイドラインに基づくって、別に私は聞いたわけじゃないのだけれども、虐待認定はないというふうに局長が最初におっしゃったのですよ。その35園、34園のことと言ったときに、局長がそのうちでも虐待認定はないと。
- 福嶋こども青少年局長 すみません。私の答弁が不十分だったために審議が長くなってしまっておりますが、私の言葉が足りず、先ほど部長も言ってくれたとおり、児童虐待法に基づくそういういわゆる虐待認定というものはないということで、今の照らし合わせればというところになれば、当然、それが虐待になってくるということは、すみません、私がこの69件全部を照らし合わせたということではありませんけれども、なってくればそれが虐待に、新しい物差しで見たときにというのは、当然あると思います。
- 井上さくら委員 つまり新しいガイドラインが出てきてからは、まだそのガイドラインに基づく虐待かどうかは、やっていないからないよという話なのね。
- 渡辺保育・教育部長 おっしゃるとおりでございます。
- 井上さくら委員 今まで、じゃあ合わせて69園なのだけれども、これらについて、その内訳といいますか、令和6年度、昨年度でのいいですけれども、34園に関してどのような内容、身体的・心理的、ネグレクト、性的虐待があると思いますが、これらはどういうふうに把握していますでしょうか。
- 渡辺保育・教育部長 不適切な保育があったものは41件で、行為としては81行為ございます。81行為の内訳としては、身体的虐待等に準ずるものが21件、心理的虐待等に準ずるものが47件、ネグレクトに準ずるもののが7件、性的虐待に準ずるものが5件、その他1件でございます。
- 井上さくら委員 今おっしゃられたのだけれども、いずれにしても準ずるものというふうにおっしゃっているということは、性的虐待とか心理的虐待、身体的虐待、ネグレクトに当たるものはないですか。準ずるものって今全部おっしゃったのだけれども、ネグレクトに当たるものが幾つとか。
- 渡辺保育・教育部長 このガイドライン上での分類になりますので、身体的虐待等が21件というふうに考えていただければいいと思います。国の●は、身体的虐待等に準ずるもの、心理的虐待に準ずるものと、準ずるものについているというものでございます。
- 井上さくら委員 だから、準ずるものであって該当するものはなかったということなのが聞いている。
- 渡辺保育・教育部長 その中には、該当するものはあったということでございます。
- 井上さくら委員 だから、今、準ずるもののが21件とか47件とおっしゃったのだけれども、準ずるものも含めているということであってということ。要するに、全部、身体的虐待等に準ずるものというのは、虐待ではないけれども、日本語としてそれに準ずるじゃないですか。虐待に当たるものというものは、それは把握していないなら把握していないとおっしゃっていただきたいし、さっきみたいに局長は、いや、虐待はないのだよというようなことをおっしゃったから、そういうことなのかということ。
- 渡辺保育・教育部長 今の国のガイドライン上は、虐待に加えて不適切保育に当たるものも含めての件数になります。そのため身体的虐待等に準ずるものというのは、身体的虐待と、身体的行為として不適切保育

があつたというのもも含めての件数になるという形でございます。

- **大岩真善和委員長** 井上委員、もし可能であれば、そろそろ御意見のほうをまとめていただけるとありがたいなと思います。
- **佐藤祐文委員** 今の質疑を聞いて、議論されている質疑のことが、今回の条例改正という議案を判断する上で必要なものかというと、私は、そうではないのかなという気がしております。ですからそこら辺を、委員長の運営等にぜひ御協力いただけるように御配慮いただければと思います。
- **井上さくら委員** 承知しました。判断する上で、一つは、その義務化というときの対象のことです。どこまでが義務化なのか。それはつまり、今、横浜市が使用している不適切保育というものの中に虐待が含まれていますという言い方で、幅広く捉えていますというのが今までの捉え方なのですね。今回、まさに条例の対象とする義務化というのは、今までの不適切保育というよりも狭めるという認識なのですか。
- **渡辺保育・教育部長** 国のガイドライン上も、今のものとは変わらないという認識でございます。
- **井上さくら委員** 国のガイドライン上は不適切保育と、本市や全国的にもそうだけれども、まずそういう用語からスタートしたから、不適切保育という言い方はもう使っているけれども、国のガイドライン上は、今まで不適切保育と言ってきたものも、やはりそれらは児童虐待というふうに捉えてきちんと再発防止策だとかしていきましょうよと、そういう認識でいいのですか。まずそこを、これは条例に関わることだから。
- **渡辺保育・教育部長** おっしゃるとおりでございます。一方で、不適切保育という言葉は保育に使うものでございまして、例えば、今回、対象が広がった放課後児童健全育成事業等々は、別に保育というより別の●になるので、その点も含めて不適切保育というところがなくなったという認識でございます。
- **井上さくら委員** そしたら、今まで本市が不適切保育という言い方で捉えてきたけれども、国が言うところの児童虐待というのは、別にそれのもっとひどいのを児童虐待と言うのだということではなくて、今まで不適切保育という言い方で捉えてきたけれども、それらは児童虐待なのであると。それらについてちゃんと把握をし、再発防止策を講じ、これらを本市の児童審議会のほうにもきちんと議論してもらいましょうと、こういうことですね。
- **渡辺保育・教育部長** 国のほうでも、もともと不適切保育の延長に虐待があるという考えでしたけれども、先ほども言いましたとおり、虐待を軸に範囲を広めていくというところがありますので、その点では、国も市も対応としては、変わらないというふうに考えてございます。
- **井上さくら委員** 簡潔にやります。あともう一つ、そうすると、範囲は今までの不適切保育と言ってきたものがその範囲なのだと。これらについて、今度の国の法改正と、それから条例上、都道府県による公表となりますが、これはどういう形での公表をすることになるのでしょうか。
- **渡辺保育・教育部長** 県への報告については、まだ国の方から具体的なものが出ていないので分かりませんが、それぞれの件数について報告するような形になるかと思います。国の方でも、要は、虐待を受けた子供の状況とか虐待の類型、あと市町村が講じた措置、あと施設等の種別、虐待を行った職員の職種について県の方に報告するというような形でございます。
- **井上さくら委員** 国は、最低限というか義務化としては、義務というか法律としては、都道府県できちんと把握して公表するということが規定されるわけだけれども、本市としては、保育の質の向上、それから、こうした施設で預かっている状態での児童虐待を起こさせないということのために横浜市としてちゃんと、どこまでかはともかく、全部園の名前を出してくださいと言っているのじゃないのだけれども、どういう実

態があって、だから横浜市としてはこういう再発防止策を講じていますというようなことを、県に報告するだけじゃなくて、横浜市として市民に公表すべきじゃないかと思うのですが、局長、どうでしょうか。

- 福嶋こども青少年局長　　今回の法改正の趣旨も、今、委員がおっしゃったような保育の質を高めていくということも含めて、あるいは、自治体として取り組んでいくべき方向性をしっかりと定めていくためにということもいろいろありますので、それを現場の保育事業者の方もそうですし、あるいはそこに通われるお子さん、利用者、あるいは市民の方に向けても、どういう形かというのは考える必要があるかと思います。それはどういう意味かというと、個人情報的なところもありますし、そういうものについては配慮が必要かとは思いますが、一方で、同じことを繰り返さないというような視点も必要かと思いますので、公表の在り方については、我々としてもしっかり考えていきたいと思います。

- 井上さくら委員　　全て園名を出してくださいとは申しません。しかし、どういうような不適切保育というか、施設における児童虐待と言えるような状態が生じてしまったのか。件数とか対応とか、それに対してどういうふうに再発防止を講じているということを、県がまとめて数で出すというのではなくて、横浜市としてちゃんと主体的に公表することが、横浜市の子育て支援への信頼につながると思うのですね。これまででは、はつきり言って横浜市は、それらの情報の開示に関しては非常に後ろ向きだったなど私は思っているのですよ。

ごめんなさい。もう一個聞きますけれども、今まで過去35園、34園あった、さっきの用語で言えば保育所、保育園での児童虐待であったけれども、そのうち公表したのは何件ですか。

- 渡辺保育・教育部長　　1件になります。

- 井上さくら委員　　これは、1件は、結局さっきもおっしゃっていたように、保護者たちが一生懸命行政に訴え、それから私たち議員にも訴え、様々なところに発信してようやく明らかになったのですよ。今まで公表されているのは、瀬谷区のあいりん幼稚園というそこだけなのですよ。だからこれでは、それに埋もれている事案がいっぱいあって、これらに対してちゃんと適切な指導だとかが行われているのかというのが現状では分からぬ状態です。なので、先ほど申し上げたように、県に報告するというだけではなくて、本市として主体的に改善に向けた形での情報公開をしていただくように、そういう条件というか提案をつけて、この条例への規定は必要なことだと思いますので、賛成します。

- 藤崎浩太郎委員　　ありがとうございました。少し確認させていただきたいと思います。通報が義務化されるということで、先ほども、今、質疑の中で、不適切保育の相談件数という形で、これは180件とか107件とあったのですけれども、今後、義務化されて対象も広がりということだと思うので、相談件数というか通報件数が増えるのじゃないかと思うのですけれども、当局としてはどのように見通しているか、教えてください。

- 渡辺保育・教育部長　　おっしゃるとおり、この制度が始まって認知がされるようになると、一時的には、増えるというところはあると思いますけれども、私どもとしても、いただいた相談につきましては、各園のほうに実地で確認するなどの対応をしっかりと図っていきたいというふうに考えてございます。

- 藤崎浩太郎委員　　こういう制度が広がって、本質的には、虐待が減っていくということが将来的な話だと思いますけれども、一方で、件数が増えるとともに対応フローというものが、所管する行政庁と横浜市側にも情報収集とか事実認定とかという作業が生じるということが規定されていると思いますけれども、そのフローにおいてどのぐらいの期間がかかるのだろうかということですね。というのは、通報件数が増えれば、

その仕事に関わる職員の方々の一定の仕事量が増えていくというか、今までなかった仕事が生じてくると。そうすると、時間がかかるればかかるほど、子供の保護とか保護者的心配とか、いじめの問題と一緒にですね。長期化すると卒園しちゃうのじゃないかとか、もう関係なくなってしまうと困るよねということを感じるのですけれども、そういう視点から、1件当たりどのぐらい時間をかけてやっていきたいことなのかと、職員の配置とかを一定程度増やさないと対応し切れないのじゃないかと、その配置の問題とかをどう捉えているかを、この2点を教えてください。

- 渡辺保育・教育部長 1件当たりについては、案件によって、正直言うと1か月で終わるものから数か月かかるもの、年単位でかかるもの、本当にいろいろというところなので一概に言えないというところがございます。確認する中で、職員の配置とかそういうところで問題があるようであれば、当然、園のほうには、より保育士の確保を求めるとともに、場合によっては、保育士の確保のイベント等にその事業者を優先してお呼びしまして確保するなどの対応は、図っているところではございます。
- 藤崎浩太郎委員 調査する市の職員側の増強とかそういうことは、今回は考えていないですか。
- 渡辺保育・教育部長 来年度の話になるのでいかんともし難いところはありますけれども、今のところでは、今のメンバーで回しているという状況ではございます。
- 藤崎浩太郎委員 これを最後にしますけれども、それで、いろいろと課題はあると思うので、最後に言いたいことは、虐待を受けた子供の保護と同時に、共働き家庭で虐待が発生したときに、御家庭に対する影響とか御心配とか、数多く出てくると思います。案件によっては長期化するかもしれません。それは、当然、案件によってなので期間はお答えいただけないかもしれませんけれども、子供の負担と保護者の負担感を考えると、一定程度短い期間で、答えを焦って間違ってはもちろんいけないのですが、御家庭や子供の負担を考えると、しっかりと早めに対応できる当局側の体制を整えていかないと、長期化して保護者の不安とかストレスとか、もちろん子供の保護に係る=課題=とか、長期化してはいけないのじゃないかなと思いますので、その辺にどう取り組んでいくかを、議案自体には賛成する立場ですけれども、その辺を伺わせていただきたいと思います。
- 福嶋こども青少年局長 御指摘ありがとうございます。今、御指摘いただいたことは、そのとおりだと思います。まずは現行体制でこれをスタートします。現行体制というのは、必ずしも我々こども青少年局だけではなくて、現場の区役所の職員も含めてですけれども、今も制度としては、放課後児童健全育成事業はこれからということですが、今までも、実際、対応としては、区の現場で動いてくれているところもありますし、その体制でやりつつ、ただ、我々としても、今後、いい意味で通報が増えて、いろんなことが課題も含めて出てきたときに対応する体制というのは必要かと思いますので、それについては、今後の状況のところもしっかり注視しながら対応を考えていきたいと思います。ありがとうございます。
- 柏原すぐる委員 私のほうからは、1点、要望としてお伝えをして、コメントを局長にいただければと思うのですが、同じく2の(2)の虐待に関する通報の義務化の部分で、先ほど部長の答弁でも、十分に知られているのかという観点で、市民への対応というのは、検討していくというふうにおっしゃっておられました。私自身は、この10年来、自身の子供をもっぱら保護者のいないところに預けてきたという経験からすると、特に少しこども家庭庁と文科省の虐待防止及び発生時の対応等に関するガイドラインを見て感じたのが、虐待というものを分かつていないなというのが率直なところだというふうに認識します。というのが、ネグレクトですか心理的虐待というのは、いろんな調査を通じても、なかなか虐待というふうに認定とい

うか把握するのが難しいであるとか、日頃の保育の延長線上に虐待があるというような記載もございましたので、そういう観点からも、虐待のハンドブックが横浜市もあるのは、認識はしているのですが、もう少し分かりやすい形で保護者にこうした虐待というものについての理解を深めるようなものが、この条例改正を機にあるといいのじやないかなというふうには思いました。日頃の保育、あるいはいろんな子供たちを預ける場所で、保育者あるいは指導員と保護者で、一緒に多くの目で子供たちを見ていくという観点では、そういうふうな認識を大人側が上げていくのが重要じゃないかなと思いまして、一応要望として、少しコメントバックをいただけると幸いです。

- 福嶋こども青少年局長 ありがとうございます。先ほどの御答弁とかぶるところはあるかもしれません、本当に保護者の方にも御理解いただきながら、それがひいては、家庭での虐待防止にも、予防にもつながってくるところもあるうかと思いますので、その啓発についてもしっかり取り組んでまいります。
- 大岩真善和委員長 他に御発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 大岩真善和委員長 それでは採決いたします。

採決の方法は挙手といたします。

本件については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

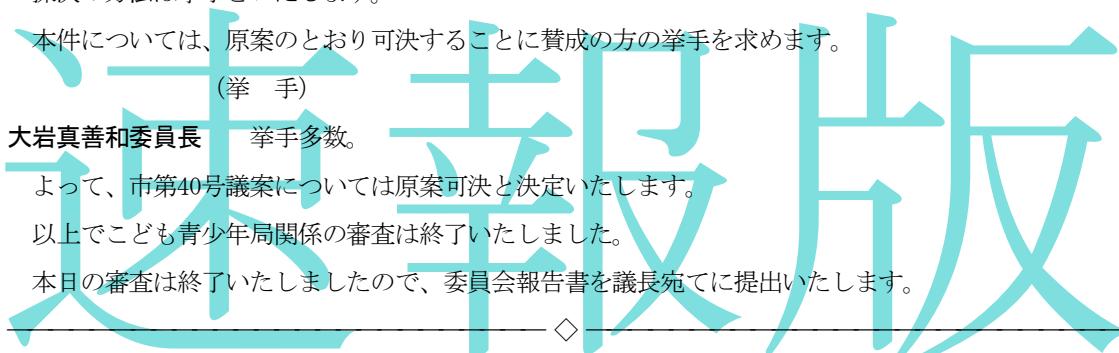
(挙手)

- 大岩真善和委員長 挙手多数。

よって、市第40号議案については原案可決と決定いたします。

以上でこども青少年局関係の審査は終了いたしました。

本日の審査は終了いたしましたので、委員会報告書を議長宛てに提出いたします。



◎ 閉会宣言

- 大岩真善和委員長 本日の議題は終了いたしましたので、委員会を閉会いたします。

閉会時刻 午後3時33分